

申出法人の指定基準適合表（指定基準3（公益要件）については、【資料1-4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 こまちぶらす
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料1-4】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に關し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧 ■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合 適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	事業活動に關して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物 ■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物 ■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合 適合 適合
指定基準5	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類 エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	— — — — — —	
	指定基準7 事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
	指定基準8 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
	指定基準9 設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前1年内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者 エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■欠格事由チェック表による誓約書 ■欠格事由チェック表による誓約書 ■欠格事由チェック表による誓約書 ■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合 適合 適合 適合 適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合
	(8) 次のいずれかに該当する法人		
	ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答 ■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合 適合
備考1	縦覧期間中（平成30年7月31日（申出日）～平成30年8月31日）の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		平成30年8月30日・平成30年8月31日・平成30年9月28日